

栃木県北原発被災者弁護団

ニュースレター 第1号

2015年7月 発行

トピックス

- ADRセンターへの申立てを行いました！
- 弁護団長より
- 弁護団員紹介
- 申立書を閲覧するには…？

発行者：
栃木県北原発被災者
弁護団
〒102-0073 東京都千代田区九段北1-4-5
北の丸ガラスゲート5階
早稲田リーガルコモンズ法律事務所内

栃木県北原発被災者
弁護団事務局

電話
050-3691-3715
*常勤職員はおりませんので、折り返しにお時間をいただくことがあります。

ホームページ
<http://www.tochihoku-adr.net>

E-mail
jimu@tochihoku-adr.net

ADRセンターへの申立てを行いました！

大変お待たせいたしました。6月15日(月)、栃木県北集団 ADR (みんなで ADR)を、東京都港区新橋の原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)に対して申し立てました。この申し立てに参加したのは、原発事故当時に那須町・那須塩原市・大田原市に住所を有していた方やそのお子様、計 7128 名です。東京電力が住民への賠償に応じていない地域からの初の集団申し立てです。また、人数の点でも、福島県浪江町の集団申し立て(約 1 万 5000 名)につぐ大規模申し立てとなりました。

申し立て当日は、栃木県庁と東京の司法記者クラブで記者会見を行い、申し立ての様子は大きく報道されました。

ADR センターでは、今後、ADR の審理にあたる仲介委員 3 名を指定します。その後、東京電力からの反論を踏まえ、センターと協議しながら、当方で追加の主張・立証を行っていくことになります。今後の手続きの状況は、随時メールニュースやニュースレターを通じてご報告させていただきます。

賠償を勝ち取るべく、皆様と一緒に全力を尽くしていきます。

弁護団長より

栃木県北集団 ADR は、那須町、那須塩原市、大田原市の原発事故による被害を認めさせ、子ども達の未来を守るための闘いです。この ADR の趣旨にご賛同いただき、7000 名を超える方々にお申込みをいただきましたこと、また、多数の方にヒアリングや書類提出等にご協力いただきましたこと、心より感謝と御礼を申し上げます。多数のお申込みを確認させていただくために申し立てが予定より遅れてしまいましたが、このたび無事に栃木県北集団 ADR を申し立てることができました。しかし、これはあくまでも始まりに過ぎません。この ADR を盛り上げ、成功に導くためには、申立人の皆様お一人お一人のパワーが必要です。私たち弁護団も、責任を持って ADR センターと東京電力にこの地域の被害実態と皆様のお声を訴えていきます。今後とも皆様のご支援とご協力をどうぞ宜しくお願いいたします。



団長 尾谷恒治 粟谷しのぶ

こんにちは！

若手からベテランまで、東京の弁護士に栃木の弁護士も加わって計19人の弁護士が、皆様の代理人を務めます。本号と第2号で、その賑やかな顔ぶれをご紹介します。

栃木県北原発被災者弁護団です

弁護団長の粟谷(あわや)しのぶです。3.11後に第二子を妊娠・出産し、現在、三児の母です。子ども達の健康と明るい未来を願う皆さんのお気持ちに寄り添い、皆さんとともに本申立てを成功に導ければと思います。誠心誠意がんばります！

弁護団長の尾谷(おたに)恒治です。昨年12月から、粟谷と共同で弁護団長を務めさせていただくことになりました。私は、3・11後、福島県外の被災者の方々と共に活動をして参りました。同じ子育て世代として、子ども達の将来のために何か力になれないのかと思ったのが活動の原点です。普段は歴史的建造物の保存活用をライフワークにしています。

事務局長の水橋(みずはし)孝徳です。私は、2013年12月まで、宇都宮市で弁護士をしていました。原発事故の日も宇都宮市で迎えました。私にとっては、栃木県は故郷の1つです。弁護士としてこの活動に参加できることを嬉しく思っています。みなさんと一緒に頑張っていけますので、よろしくお願いします。

事務局次長の清水(しみず)卓と申します。福島の方々の集団ADRの支援をしてきました。これまでの支援活動を通じ、形式的な区割り等ではなく、被害の実態を踏まえた対応を考えていくことこそ重要だと感じています。



丸山(まるやま)輝久です。原発被災者弁護団の共同代表も務めています。



荒谷(あらたに)淑恵です。弁護団メールの管理をしています。皆様から頂く「ご苦労さまです」「ありがとうございます」の言葉に励まされたり、ご用件を書き忘れていらっしゃるメールに思わずクスリとしたりして、パソコンの前で、皆さまのご様子をちょっとだけ想像しています。

栃木県宇都宮市で弁護士をしています伊藤(いとう)一星といいます。県北地域の放射能汚染の問題については、同じ栃木県に住む者として一緒に声を上げていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いします。



江口(えぐち)智子です。SAFLANの事務局次長を務めています。これまで、福島県内の集団ADR申立や宮城県丸森町筆甫地区の集団ADR申立などに携わってまいりました。どうぞよろしくお願いします。

栃木県弁護士会所属の亀岡(かめおか)弘敬と申します。地元の弁護士として、東京弁護団の皆様と協力して活動する所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

申立書を閲覧するには・・・？ いくつかの方法があります！

- ① 弁護団ウェブサイトからダウンロード
- ② 証拠書類と一緒に申立書を閲覧したい場合は、栃木県北ADRを考える会事務局のあるアジア学院ベクレルセンターへ
住所: 那須塩原市槻木沢 420-22
開所日時: 火曜から金曜の 10:00~12:00、13:00~16:00